

(写)

龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月20日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第35号

龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年龍ヶ崎市条例第48号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間」を「当分の間」に、「令和5年3月31日までに」を「放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。